災害時における石綿測定調査に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と大阪環境測定分析事業者協会（以下「乙」という。）は、災害時における石綿測定調査（以下「調査」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大阪府域における地震等の災害時に甲及び大阪府内の大気汚染防止法所管自治体（以下「所管自治体」という。）が、乙及び乙に所属する会員（以下「会員」という。）の協力を得て行う調査を迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（調査の内容）

第２条　甲又は所管自治体が会員に対し、委託する調査は、次のとおりとする。

(1)　甲又は所管自治体が指定する大気試料の採取（調査地点の天候・風向・風速などの収集を含む）

(2)　甲又は所管自治体が指定する建材試料の採取

(3)　甲又は所管自治体が指定する大気試料中の石綿濃度の分析

(4)　甲又は所管自治体が指定する建材試料中の石綿の含有の状況の分析

(5)　前４号に掲げるもののほか、甲又は所管自治体が特に必要と認める事項

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において甲及び所管自治体が前条各号に掲げる調査の全部又は一部の調査を委託するために、乙の協力を得る必要があると認めるときは、甲及び所管自治体が調査を委託しようとするものを取りまとめて、乙に対し協力を要請する。

２　前項の規定による要請は、電話及び電子メールの送付により行うものとする。ただし、著しく困難であると認められるときは、電話その他の方法で行い、できる限り速やかに電子メール又はファクシミリの送付により行うものとする。

（提示）

第４条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、会員に対して、要請を受けた調査の優先的な実施を求めるものとし、受託可能な会員を甲に提示するものとする。ただし、乙は、会員の被災などやむを得ない理由があるときは、甲からの要請の一部又は全部を拒否することができる。

（連絡）

第５条　甲は、前条の提示を受けたときは、所管自治体に対して、受託可能な会員を連絡する。

（契約）

第６条　甲又は前条の連絡を受けた所管自治体は、それぞれが受託可能な各会員と個別に協議を行い、双方合意したときは、それぞれが契約を締結するものとする。

（調査の実施）

第７条　調査を受託した会員は、受託した調査をできるだけ優先的に実施するよう努めるものとする。

２　会員は、調査の実施に当たり、調査従事者の身体に危険が生じると判断した場合は、速やかに当該調査を中止し、前条の規定に基づき締結した契約の相手方及び乙に報告する。

（調査費用の目安）

第８条　乙は、第２条の調査にかかる費用の額の目安を、甲に毎年提供するものとする。

２　甲は、前項の規定により提供を受けたときは、それを所管自治体に連絡するものとする。

（協力体制）

第９条　甲及び乙は、互いに円滑な協力ができるよう、協力体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、所管自治体に対し乙及び会員と互いに円滑な協力ができるよう、協力体制の整備に努めることを求めるものとする。

３　乙は、大阪府域外の測定事業者団体との広域的な協力体制の整備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第10条　この協定に係る連絡窓口は、甲においては大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課、乙においては大阪環境測定分析事業者協会技術委員会とする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙が相手方に別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から起算して引き続き１年間効力を有するものとし、以後もこれと同様とする。

２　甲又は乙のいずれかが、この協定の一部改訂又は解約を求める場合は、相手方に協議を申し入れるものとする。

（協議事項）

第12条　この協定について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　令和元年９月12日

甲　大阪市中央区大手前2丁目

大阪府知事　吉村　洋文

乙　大阪市中央区安土町1丁目3番5号

株式会社環境総合テクノス　環境部内

　　大阪環境測定分析事業者協会

　　会長　杉野　伸義